

HCL information

骨塩定量報告書 内容変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。
2026年6月の診療報酬改定におきまして、
「D217 骨塩定量検査」に関する通知（1）が変更となります。
これを受け、報告書の内容を一部変更させていただきたく、
ご案内申し上げます。
何卒ご了承賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

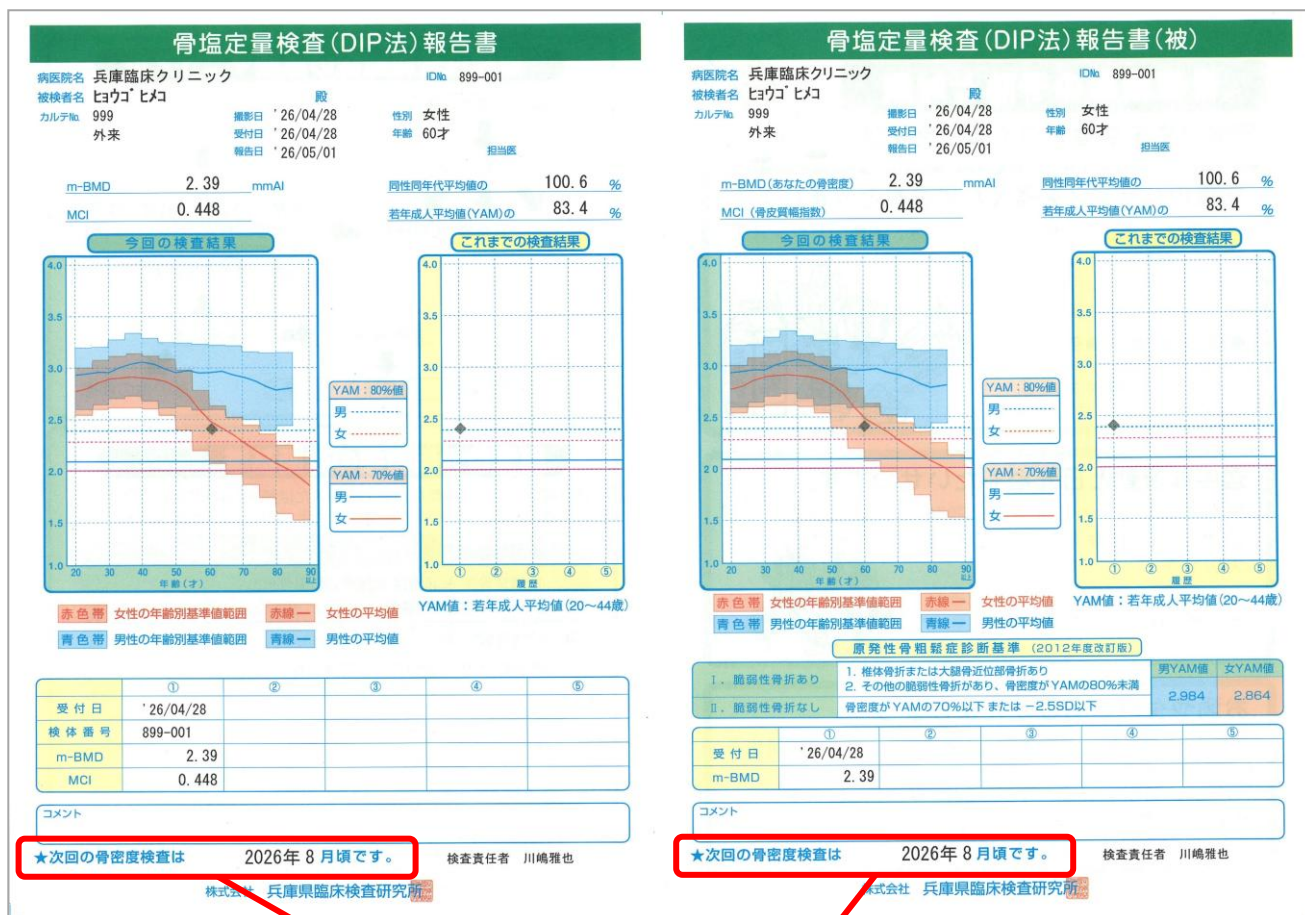
記

●変更実施日 : 2026年 6月 1日（月）報告分～

案内書掲載頁	項目コード	項目名称	変更箇所	変更後	変更前
P23	2202	骨塩定量	算定要件 通知（1）	D217 骨塩定量検査 (1) 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察を行った場合であって、以下のアからカのいずれかに該当する患者については4月に1回に限り、その他の患者については1年に1回に限り算定する。 ア 骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以内の場合 イ 新たに骨折した場合 ウ 関係学会のガイドラインで示されている骨折危険因子が新規に増えた場合 エ ビスホスホネート薬治療の中断を検討する場合 オ グルココルチコイド、アロマトーゼ阻害薬、抗アンドロゲン薬、骨形成促進薬等、骨減少又は骨増加をきたす薬剤を投与する場合 カ 吸収不良、全身性炎症性疾患、長期不動、人工閉経等、骨減少又は骨増加をきたす疾患等を有する場合 ※ 通知（2）～（6）に変更はありません。	D217 骨塩定量検査 (1) 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。 ※ 通知（2）～（6）に変更はありません。
	2690	骨塩定量 (フィルムレス)			

●変更理由 : 診療報酬改訂での算定要件変更のため

骨塩定量報告書 内容変更



変更前: ★次回の骨密度検査は 2026年8月頃です。



変更後: ★次回の骨密度検査は * * * 月頃です。

※ 報告書に、次回検査月(約4カ月後)を記載しておりましたが、算定要件の変更により、廃止(* * *)とさせていただきます。